

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>（超過勤務手当）</p> <p>第19条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>（休職者等の給与）</p> <p>第24条 休職等となった職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。</p> <p>〔略〕</p> <p>法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第19条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから8時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第24条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休</p>

職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の80

・ [略]

2・3 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の75(第9条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の95)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 [略]

4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の12を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額(以下「職務段階別加算額」という。)を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段階別加算額を加算した額」とする。

・ [略]

5~7 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第31条 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、7,900円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 [略]

職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の80

・ [略]

2・3 [略]

[同左]

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、100分の75を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、100分の95を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 [略]

4 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の12を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

・ [略]

5~7 [略]

[同左]

第31条 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、9,800円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 [略]

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(休職者等の給与の改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の第 2 4 条第 1 項第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に新たに同号の規定により給与を支給される職員に対して適用し、同日の前日から引き続きこの条例による改正前の第 2 4 条第 1 項第 2 号の規定により給与を支給されている職員に係る給与を支給することができる期間については、なお従前の例による。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。